

# 国IR推進会議「取りまとめ」（依存防止対策・青少年の健全育成）概要

## 総論

### 重層的／多段階的取組の必要性

カジノ行為への依存を防止するためには、様々なアプローチをとる必要がある。

すなわち、  
i)ゲーミングに触れる機会の限定、ii)誘客時の規制、iii)厳格な入場規制、iv)カジノ施設内での規制、v)相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備することが必要。

### 公共政策上の制度整備を事業者責任のベストミックス

i)公共政策として制度を整備するもの、ii)カジノ事業者が取組むべき責任として確立するもの、iii)i)とii)の両方の取組が求められるものの適切な組合せを考慮する必要がある。この組合せを検討する際には、各施策の対象となり得る利用者の数等も考慮すべき。

未成年者は特に保護要請が強い。

## 金融業務の規制

### [顧客に金銭を貸付ける業務に関する規制(カジノ事業者が行う金融業務)]

・貸付対象を一定以上の現金を事業者に預託できる資力を有する者又は外国人非居住者に限定すべき。

・顧客の返済能力調査及び顧客ごとに貸付上限額の設定をする義務を事業者に課すべき。

### [クレジットカードの利用に関する規制(第三者が提供する金融業務)]

・対象を限定した顧客への金銭の貸付け以外の与信は、原則として認めるべきでない。

・外国人非居住者によるクレジットカードを利用したチップ購入については、認めるべき。

### [ATMの設置に関する規制(第三者が提供する金融業務)]

・カジノ施設内におけるATMの設置を禁止。

・カジノ施設周辺においても貸付機能が付いていないATMに限って設置を認めるべき。

## 広告、勧誘、カジノ施設内関連業務の制限

### [広告の制限]

カジノ事業者等は、何人に対しても、

- ・虚偽・誇大な表示・説明は禁止すべき。
- ・客観的な事実であることを証明できない表示・説明は禁止すべき。
- ・善良の風俗・清浄な風俗環境を害するおそれのある表示・説明は禁止すべき。

### [勧誘の制限]

・何人に対しても、IR区域以外の地域では、カジノ事業に関する看板・ポスター等の広告物の設置やビラ等の頒布や勧誘を原則として禁止すべき。

### [勧誘の制限]

・何人に対しても、相手方がカジノ施設を利用しない旨の意思を表示したときの再勧誘を禁止すべき。

### [未成年者に対する広告・勧誘の制限]

・何人に対しても、20歳未満の者に対しては、IR区域の内外に関わらず、カジノ事業に関するビラ等の頒布や勧誘を禁止すべき。

### [カジノ管理委員会による広告勧誘指針の作成・公表]

・何人に対しても、テレビ、インターネット等を含む全ての媒体において、カジノ事業に関する広告・勧誘の方法が適切なものとなるよう努力義務を課すべき。

### [広告・勧誘を行う者に対する一定の表示・説明の義務付け]

・カジノ事業に関する広告や勧誘を行う場合は、カジノ施設の利用と依存症との関係に注意を促す内容や20歳未満の者の入場禁止について表示や説明を義務付けるべき。

### [カジノ施設内関連業務の制限]

・カジノ施設内では、原則として、カジノ行為以外の営業により顧客をカジノ施設に誘引することを認めるべきでない。  
・カジノ施設内でカジノ行為の実施以外に行うことができる営業は、当該事業者のみが行えることとする。(接待を伴わない飲食等可)

## コンプに関する規制

・カジノ施設の過度な利用を誘発するような高額なコンプの提供や善良の風俗を害するおそれがある提供方法によるコンプの提供を禁止すべき。

・コンプの適切な提供を確保するため、コンプを提供した日時や顧客の氏名、コンプの金額・内容等について記録作成・保存義務を課すべき。

# 国IR推進会議「取りまとめ」(依存防止対策・青少年の健全育成)概要

## 入場制限の導入

- [入場排除]
  - ・20歳未満の者について、カジノ施設への入場を禁止すべき。
  - ・止めたくても止められないという依存症の実態を踏まえ、本人・家族申告により利用を制限する措置(申告対象者への勧誘等の制限を含む)の実施。
- [法令上の規定等による入場排除]
  - ・制限されていない
- [入場回数制限]
  - ・一ヶ月程度の長期間における回数制限と一週間程度の短期間における回数制限を組合わせて設けるべき。
  - ・カジノ管理委員会が、顧客の入場回数を一元的に把握し、個々の事業者から入場の可否の照会に対応する制度設計とならざるを得ない。
  - ・マイナンバーカードの公的個人認証を活用して本人確認を行い、入場回数の把握・照会制度を設けることが適切。

## 入場料の賦課等

- ・外国人旅行者以外の者に対して、1日(24時間)単位で入場料を課すこととすべき。
- ・安易な入場抑止を図りつつ、日本人利用客等に過剰な負担とならないよう、金額を定めるべき。

## 事業者が実施する依存症防止措置[義務付け]

- [本人・家族申告による利用制限措置](再掲)
  - ・止めたくても止められないという依存症の実態を踏まえ、本人・家族申告により利用を制限する措置(申告対象者への勧誘等の制限を含む)の実施。
- [相談窓口の設置]
  - ・利用者の適切な判断を助けるため、依存症に関する相談窓口の設置、適切な情報提供(パンフレット等の配布)等の実施。
- [内部管理体制の整備]  
(依存防止規程の作成)
  - ・依存防止措置を事業者に徹底させるため、依存症防止のための内部管理規程(依存防止規程)の作成を事業者に義務付け、カジノ事業免許申請時等の審査事項と位置づけ。
- [従業員への教育訓練等]
  - ・従業員が依存防止措置の趣旨・内容について十分に理解・習熟している態勢を整えるため、従業員への教育訓練等の実施。
- [実施体制の整備]
  - ・依存防止措置の的確な実施、その継続的な運用及び改善を図るため、経営陣の中に依存防止措置を統括管理する者を選任するなどの措置を実施。
- [監査体制の整備]
  - ・依存防止措置が適正に行われることを確保するため、依存防止措置の責任者から独立した立場で依存防止措置を監査する者を選任するなどの措置を実施。
- [自己評価の実施]
  - ・PDCAサイクルを回し、取組を不断に見直していくことを確保するため、自己評価を実施。
- [記録の作成・保存]
  - ・依存防止措置が的確に実施されていることの確認や措置の改善に資するため、依存防止措置に関する記録の作成・保存。

## カジノ管理委員会への報告義務

- ・事業者の自己評価及び監査の結果について、その都度カジノ管理委員会に報告。

## 青少年の健全育成

- ・20歳未満の者については、IR区域の内外に関わらず、カジノ事業に関するビラ等の頒布や勧誘を禁止すべき。(再掲)
- ・20歳未満の者について、カジノ施設への入場を禁止すべき。(再掲)